

ステップ① ----- 要介護認定の申請

介護や支援が必要になったら要介護認定の申請をします。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- (65歳以上の方)介護保険の被保険者証 (45歳～64歳の方)医療保険の被保険者証
- 要介護・要支援認定申請書
- 主治医の氏名(フルネーム)、診療科
医療機関の名称・住所地・電話番号のわかるもの(申請書に記入します)

お住まいの市区町村の介護保険課窓口・地域包括支援センターでもらうことができます。また、市区町村のホームページからダウンロードすることもできます。

様式第5号(第8条関係)
介護保険要介護認定・要支援認定申請書

市川市長 次とおり申請します。

申請区分 新規 更新 区分変更
※必ず選択 要支援者の要介護新規 転入継続

受付印

受付者

A 被保険者記載欄

被保険者番号		性別	男・女
住所		生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
フリガナ		年齢	歳
氏名		障害者手帳(有・無)	級
前回の認定結果等	要支援(1・2) 要介護(1・2・3・4・5) 市川市重度障害者福祉手当の受給(有・無)		
	有効期間	年 月 日 ~	年 月 日

B 第2号被保険者記載欄(40歳以上65歳未満の申請者記載欄) 医療保険証の写しを添付してください。

医療保険者名		記号番号及び被保険者番号等	
特定疾病名			

C 申請理由記載欄(新規・要介護新規・区分変更申請は必ず記載してください)

D 主治医に関する記載欄

医療機関名		最終受診年月	
フリガナ	姓 名	診療科	入院中・通院 平成 年 月
主治医氏名			通院の頻度
医療機関所在地			

E 提出代行者記載欄(本人の代わりに申請する場合、記載してください。家族は押印不要。)

所在地・住所		被保険者との関係	
名称・氏名		連絡先	
(事業者にあつては事業所印を押印)			
提出代行者が事業者の場合記入	事業者担当者氏名	調査委託できますか(可・否)	

F 署名に関する記載欄(下記内容に同意した場合、署名してください。)

介護(介護予防)サービス計画作成及び介護(介護予防)サービス受給のために必要があるときは、認定調査票、主治医意見書を居宅介護(介護予防)支援事業者、介護(介護予防)サービス提供事業者、介護保険施設の関係者、主治医意見書を記載した医師及び認定調査に従事した認定調査員に提示することに同意します。

本人(被保険者)氏名

被保険者(本人)個人番号

被保険者番号

被保険者名

G 認定調査に関する記載欄

調査場所	名称	病棟(入院の場合)
住所以外の場合	所在地	〒
	病院・施設・その他()	※
入院・入所の期間	年 月 日 ~	退院・転院・退所予定
調査当日の立会い	有・無	※立会いなしの場合は、本人と調整させていただきます。
立会いする場合	立会人氏名	本人との関係
	日中連絡可能な電話番号	※

認定調査前に事前に伝えておきたいこと(暫定サービス利用の有無、入院理由、調査時に配慮すべき事等)

※がん末期の方は病名と告知の有無を必ず記載してください。

見本(市川市)

表 裏面へつづく

裏

主治医意見書について

- 1 申請書に主治医情報(氏名、所属医療機関名、所属科、所在地)を書いて、窓口へ提出
- 2 提出を受けた市区町村から記載された主治医に記入用紙を送付し、意見書作成を依頼
- 3 医師が作成した意見書を市区町村に返送

という流れになります。主治医意見書の作成を依頼するのは自治体なので、申請をする人は、申請書類に主治医の情報を書き込み提出します。意見書作成の費用は、各市町村から支払われますので申請者の費用の負担はありません。主治医がない場合は、申請の窓口で相談すれば医師を紹介してもらえるので大丈夫です。

ステップ② ----- 認定調査

調査員が自宅や施設等を訪問して、心身の状態を確認します。
主治医意見書は市区町村が主治医に依頼をします。

被保険者番号				被保険者名			
G 認定調査に関する記載欄							
調査場所 住所以外の場合	名称				病種 (入院の場合)		
	所在地 〒						
入院・入所の期間	年 月 日 ~	退院・転院・退所予定	年 月 日頃				
調査当日の立会い	有 ・ 無 ※	立会いなしの場合は、本人と調整させていただきます。					
立会いする場合	立会人氏名				本人との関係		
	日中連絡可能な電話番号	☎					
認定調査前に伝えておきたいこと (暫定サービス利用の有無、入院理由、調査時に配慮すべき事等) ※ がん末期の方は病名と告知の有無を必ず記載してください。							

裏

要介護認定の申請書を提出した後、
市区町村から訪問調査の日時に関する
連絡があります。
そこで希望の日時と場所を伝えましょう。
※地域によっては申請書に
希望日時を書く欄があります。

介護の対象となる方に対する身体機能、認知機能などに関する聞き取りを行います。
また、ご家族には普段の様子などを確認します。
普段の状況を正確に伝え、正しく判定してもらうためにも、調査の際はできるだけ同席し
今の状況を正しく伝えられるように普段の様子をメモしておくといいでしょう。

介護認定審査会を経て認定結果が通知されます

聞き取り調査をした結果と主治医意見書をもとに審査、判定し認定結果が通知されます。
通知されるまでは30日~の時間がかかります。
認定結果が通知される前に介護サービスを受けることもできますが、サービス利用後に出た通知の結果が「非該当(自立)」であった場合、利用した分のサービス費は、全額自己負担になります。
よく相談をしてから利用しましょう。

介護認定の区分

この通知結果の区分により、受けられる介護サービスが異なります。

非該当(自立) …必要と認められれば、市の行う介護予防サービス (予防給付) を利用できます。(市川市の場合)

要支援(1~2) …介護予防サービス (予防給付) を利用できます。

要介護(1~5) …介護保険の介護サービスを利用できます。

ケアプランを作成してもらい、それに基づいてサービスを利用します。